

6. 自然公園法の許可の基準

本市は、市域の約 14%が国立公園に指定されており、景観計画区域の一部と国立公園区域が重複することとなります。

景観法では、国立公園の特別地域及び特別保護地区、海域公園地区内（以下「特別地域等」）で行われる自然公園法の許可が必要な一定の行為について、景観計画に、良好な景観の形成を図る上で必要な上乗せの許可基準を定めることができるかとされています。

国立公園は「わが国の風景を代表するに足る傑出した自然の風景地」（環境省）として指定されるもので、特別地域等では、届出・勧告制のゆるやかな規制ではなく、許可制による厳しい規制が行なわれています。したがって、特別地域等と重複する景観計画区域では、より厳しい自然公園法の基準が適用されることとなります。

今後、特別地域等において地域特有の景観形成を図る場合、自然公園法に基づく規制基準の範囲では、景観の保全等が困難と判断される時は、自然公園法の許可が必要な一定の行為について、関連機関と協議を行い上乗せの許可基準を定めることとします。

■許可が必要な一定の行為

- | | |
|-------------------------------|---|
| ① 工作物（建築物を含む）の新築又は増改築 | |
| ② 広告物類の掲出若しくは設置又は広告類の工作物等への表示 | |
| ③ 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管等の色彩の変更 | 等 |

■上乗せ基準の例

- | | |
|-----------------------|---|
| ① 工作物の高さ、壁面線を揃える | |
| ② 広告物等の色彩、意匠及び規模を統一する | |
| ③ 屋根の色彩を統一する | 等 |